

様式第1号(第3条関係)

下野市入札適正化委員会議事概要
(令和4年度 第2回)

開催日及び場所	令和4年11月7日(月)午後1時30分から 下野市役所 201会議室		
委員	委員長：阪田 和哉 (宇都宮大学地域デザイン科学部 准教授) 委員：石島 力 (弁護士) 西尾 忍 (公認会計士) (委員4名中 出席委員3名)		
審議対象期間	令和4年4月1日～令和4年9月30日		
抽出案件	5件	対象期間内総件数	52件
一般競争入札	4件	一般競争入札	28件
指名競争入札	1件	指名競争入札	20件
随意契約	0件	随意契約	4件

○議事等の概要

(1) 入札及び契約状況について

事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告しました。

また談合情報対応状況については、該当なしの旨報告しました。

(2) 抽出事案の審議

抽出事案を選定した際の理由について報告がありました。

1 「道の駅しもつけ駐車場舗装工事」について

- ・工事箇所：下野市薬師寺地内
- ・商工観光課発注（一般競争入札）
- ・応札者の入札金額が近似で、入札金額が最低制限価格と同額となっている者が8者いるため。

2 「市道1-14号線舗装修繕工事」について

- ・工事箇所：下野市仁良川地先
- ・建設課発注（一般競争入札）
- ・応札者の入札金額が近似で、入札金額が最低制限価格と同額となっている者が5

者いるため。

3 「南河内小中学校既存給食室改修工事」について

- ・ 工事箇所：下野市薬師寺地内
- ・ 教育総務課発注（一般競争入札）
- ・ 入札者の入札金額が近似で落札率が高いため。

4 「自治医大駅東口トイレ改修工事」について

- ・ 工事箇所：下野市医大前三丁目地内
- ・ 建設課発注（一般競争入札）
- ・ 入札者の入札金額が近似で落札率が高いため。

5 「市道1153号線雨水排水管布設工事」について

- ・ 工事箇所：下野市上古山地内
- ・ 建設課発注（指名競争入札）
- ・ 入札辞退者が複数いるため。

□審議結果について

いずれの審議案件とも、明らかに適正を欠いているものはなく、令和4年度上半期について適正に執行されていると認められました。

□主な質疑について

【抽出案件1】

○委：低い価格での応札が多かったようですが、今回の舗装工事は他の工事と比べると安価に出来るような条件があったのでしょうか。

●事：この案件は交通規制の必要が無かったため、その影響があると思われます。

○委：条件内で最安の価格を入札した者が複数出た場合に落札者を決定するクジは、どのように実施していますか。

●事：電子入札のシステムで実施しています。

○委：電子入札でのクジの仕組みをよく理解している業者がいたとして、業者間で工夫して調整することで、落札させたい業者が当たりとなるようにすることは、可能でしょうか。

●事：電子入札のシステムでは、業者側が調整できることやあらかじめ知り得る情報から「当たり」の業者が決定される仕組みになっていません。ランダムに当選が決まるクジとなっています。業者側がどんな工夫をしようとも、狙った業者を当たりにはすることは不可能なシステムとなっています。

【抽出案件 2】

- 委：この案件も案件 1 と同じ様ですね。
- 事：交通量のある道路ですが規制しやすい箇所ので、やり易い工事だったと思われます。
- 委：積算内訳の直接工事費には、業者によって差が見られますね。
- 事：自社施工の場合と下請けへ発注する場合で差が出る事があります。それが理由かもしれません。

【抽出案件 3】

- 委：費用の内訳について、入札時の内訳と、完成時の内訳を比較することはありますか。
- 事：完成検査は下請けとの契約や内訳、支出額などを確認しています。
- 委：入札参加者は 4 者でしたが、参加資格があった業者数は何者ですか。
- 事：9 者です。
- 委：発注が減少する事も予想されるので、参加業者が多くなると良いですね。

【抽出案件 4】

- 委：この案件も案件 3 と同様に、参加資格のある業者は 9 者ですか。
- 事：はい。
- 委：建築一式工事には市外の業者が参加出来る要件がありましたが、それでも参加したのは 4 者なのですか。
- 事：市外の業者が参加可能になるのは、直接工事費が 6,000 万円以上の案件になります。ですので、本案件は対象外です。
- 委：設計額によっては参加業者が限られてしまうのは悩ましいですね。
- 委：落札率が 99% 台なので、資材価格や人件費などのコストが上昇したら不調になる可能性が高まるのが心配です。

【抽出案件 5】

- 委：入札日が同日の場合、一方しか参加出来ないのですか。
- 事：近接工事に該当しなければ参加出来ます。
- 委：辞退者のほかに、入札書不着のため無効という業者があります、これは、辞退もしていないのですか。
- 事：辞退届もなく、入札も無かったという事です。
- 委：指名する業者数はどのように決めていますか。
- 事：要綱に定めてある基準数です。
- 委：一般競争入札と比較して、指名競争入札の落札率が高い傾向が見られますね。
- 事：前回も同様の指摘がありましたので、適用条件などについて内部検討しています。

【指摘・検討事項について】

- ・物価高騰などにより、順調な入札の執行が懸念される。
- ・不調、不落が頻発するようであれば、入札参加条件を検討する必要性が出てくると思われる。
- ・指名競争入札の適用条件については、引き続き検討して頂きたい。